

葉山町下水道条例の一部を改正する条例

葉山町下水道条例（平成10年葉山町条例第24号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和6年9月4日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）の改正により、条例中で引用している公共下水道からの放流水に関する神奈川県排水基準が改正されることに伴い、所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町下水道条例の一部を改正する条例

葉山町下水道条例（平成10年葉山町条例第24号）の一部を次のように改正する。
第8条第2項第4号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町下水道条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）の改正により、条例中で引用している公共下水道からの放流水に関する神奈川県排水基準が改正されることに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

条例第 8 条第 2 項第 4 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めることとした。

3 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。

葉山町下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町下水道条例 平成10年7月16日条例第24号 (除害施設の設置等)</p> <p>第8条 (略) (1)～(4) (略)</p> <p>2 法第12条の11第1項の規定により、使用者は、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除する場合(本町が設置するし尿及び浄化槽汚泥を公共下水道に投入するための施設から排除する場合を除く。)は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げる物質又は項目以外のもので神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号)第28条の規定により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(次条第1項第3号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。)当該排水基準に係る数値</p>	<p>○葉山町下水道条例 平成10年7月16日条例第24号 (除害施設の設置等)</p> <p>第8条 (略) (1)～(4) (略)</p> <p>2 法第12条の11第1項の規定により、使用者は、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除する場合(本町が設置するし尿及び浄化槽汚泥を公共下水道に投入するための施設から排除する場合を除く。)は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げる物質又は項目以外のもので神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号)第28条の規定により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(次条第1項第3号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。)当該排水基準に係る数値</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。